## コトヌ空港における全ての出入国者に対する 新型コロナウイルス検査手続き

## 1 入国時

2022年6月15日、ベナン政府は閣議において、新型コロナウイルス感染者の減少に伴い、6月16日午前0時以降、ベナンに入国する際(陸路、空路、海路を問わない)に求めていた「5日以内のPCR検査陰性証明書」または「72時間以内のTDR(RDT)抗原検査陰性証明書」の提示措置を解除することを発表しました。

したがって、日本等からベナンに入国する場合、PCR検査等を受検し陰性証明書を 取得する必要はなくなりました。

## 2 出国時

ベナンから出国する渡航者は、渡航国の入国条件に従って下さい。

渡航先への入国にあたり、PCR検査陰性証明書等の提示が必要な場合は、事前に 衛生管理オンライン・フォーム(https://www.surveillancesanitaire.bj/)で渡航者情報や フライト情報を登録し、PCR検査費用をオンライン精算した上で、PCR検査を受検(パレ・ド・コングレ(国際会議場など))し、陰性証明書を取得して下さい。

渡航先が日本であれば、**有効なワクチン接種(3回)証明書を保持している場合を除き、出国前72時間以内**に受けたPCR検査陰性証明書の提示が必要です。

PCR検査結果の入手につきましては、衛生管理オンライン・フォームから、認証コード及び領収書コードを入力してデータで入手するとともに、検査結果は必ず保存して下さい。

※有効なワクチン及び接種証明書:下記リンク参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border vaccine.html

- ※ 日本に入国する場合、ベナンで取得した陰性証明書については、搭乗時のトラブル防止のためにも厚生労働省指定フォーマット(仏語版又は英語版)への転記を必ず行って下さい。
- ○転記方法: 下記リンクより厚生労働省指定フォーマットを印刷し、パレ・ド・コングレ (国際会議場)へ持参すると同所に常駐する医師が転記してくれます。
- ○厚生労働省フォーマット取得リンク先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431 00248.html

令和4年9月8日 在ベナン日本国大使館